

政務調査費廃止・議員報酬削減延長を決定

九月定例会最終日に、「大田原市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について」及び「大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の二議案が提出され、原案のとおり可決いたしました。

政務調査費については、平成十三年度より制度を設けましたが、当初より全国的に批判の多かった制度であったことから、報告書への領収書の添付の義務化や交付額の削減等に取り組みながら、制度の趣旨に沿った改正にも取り組んでまいりました。しかし、全国の自治体において、

政務調査費に対する訴訟が頻繁に繰り返され、本市においても同様の行為が行われました。また、市が引き続き推進する行財政改革への取り組みに対して、議員自らもそれに協力し、経費の削減を図ることを目的に、政務調査費の廃止に向けた検討が議会内で行われてまいりました。

議員報酬については、平成十九年十二月一日から二年間、議長・副議長及び議員の報酬を条例本則より4%から10%程度減額してきました。しかし、本年十一月末でその期限を迎えることとなりますと、同十二月からは条例本則上の正規の金額に戻ることであります。議会では、政務

調査費同様に行財政改革推進のもと、経費の削減を図る考えから、引き続き、減額率を調整し、議員報酬の削減を延長していくことにまとまりました。

議案提出にあたり、市執行部と調整をした結果、議会側からの発意によるものでありましたが、市長提案となり、政務調査費については全会一致で、議員報酬については賛成多数で可決いたしました。

これにより、二十九人の議員にかかる経費は、総額で年間およそ一億七千五百七十七万円となり、現在の額と比べて約百二十七万円の歳出削減となります。

大田原市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年条例第一七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

(報酬に関する特例措置)

3 平成21年10月1日から平成23年11月30日までの期間に限り、第1条中「485,000円」とあるのは「436,500円」と、「395,000円」とあるのは「380,000円」と、「360,000円」とあるのは「355,000円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

①現行

	報酬年額(期末手当含)	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	166,929,400	5,916,000	172,845,400

②現行のまま12月1日に報酬額が本則上の正規の金額に戻った場合

	報酬年額(期末手当含)	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	174,847,000	5,916,000	180,763,000

③改正後(政務調査費廃止・報酬削減延長)

	報酬年額(期末手当含)	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	171,572,743	0	171,572,743

※①と比べて1,272,657円の歳出削減になります

※②と比べて9,190,257円の歳出削減になります

平成21年12月定例会開催のお知らせ

会期(予定) 12月7日~12月17日

※一般質問内容など詳細につきましては後日、議会ホームページで公開いたします。



議員定数等 検討委員会設置

九月十八日の定例会終了後に開催しました全員協議会において、平成二十三年十二月以後の新たな議員定数のあり方等について検討する「議員定数等検討委員会」を設置することを議員申し合わせの上、決定しました。